

給付事業

会員の皆様に次のような事由が生じた場合は、給付金を支給します。給付請求は給付事由の生じた日から1年以内に互助会給付金申請書と必要書類を互助会に提出してください。

(原因日から1年経過しますと請求があっても給付できませんので注意してください。)

給付金の内容

給付事由		給付金額	添付証明書類	
祝 金	結 婚 会員が結婚したとき	40,000円	戸籍謄(抄)本又は、婚姻届受理証明書〔写し〕	
	結婚25年記念 会員の婚姻期間が25年を経過したとき	10,000円	戸籍謄(抄)本〔写し〕	
	出 産 会員又は会員の配偶者が出産したとき	16,000円	戸籍謄(抄)本又は母子手帳の出生届出済〔写し〕	
金	子 の 入 学 祝 金 会員の子が小学校に入学したとき	12,000円	就学通知書又は在学を証明できるもの〔写し〕	
	会員の子が中学校に入学したとき	15,000円		
死 亡 弔 慰 金	会員本人が死亡 会員が死亡したとき	120,000円	戸籍謄(抄)本、死亡診断書、又は死体検案書〔写し〕のいずれか一通 会員との続柄を証明するもの〔写し〕 「不慮の事故」の場合はそれを証明するもの〔写し〕	
	会員が不慮の事故で死亡したとき	160,000円		
	会員の配偶者が死亡したとき	100,000円	死亡診断書又は死体検案書〔写し〕 会員との続柄を証明するもの〔写し〕	
見 舞 金	会員が傷病により休業したとき	14日以上30日未満	医師の診断書又は入院証明書〔写し〕と事業主の休業証明書	
		30日以上90日未満		28,000円
		90日以上		48,000円
会員が疾病又は負傷により身体に障害が残ったとき(1級・2級)	120,000円	医師の後遺障害診断書身体障害手帳〔写し〕		
慰 労 金	永年在会	10年 20年 30年	10,000円 20,000円 30,000円	不 要